



令和5年5月23日

担当課	市民税課
担当者	柳本、前田、湯浅
電話	(073)435-1036
内線	2213、2221、2222

## 令和5年度市・県民税特別徴収税額決定通知書の誤送付についてお詫びとご報告

この度、市民税課から「令和5年度市・県民税特別徴収税額決定通知書」を送付した際、本来の事業者に送付すべき従業員分が、別の事業者の従業員として含まれていたことが判明しました。

関係の従業員様及び事業者様には多大なるご迷惑さらに不信感を与えてしまい深くお詫び申し上げます。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後は再発防止対策の徹底に努めてまいります。

### 1 事案の概要

- ・令和5年5月16日（火）令和5年度市・県民税特別徴収税額決定通知書を送付（A事業者従業員分をB事業者従業員分に含めて送付）
- ・令和5年5月18日（木）B事業者から通知書の誤りの指摘を受け事実判明

### 2 誤送付した通知文に含まれる個人情報

- ・氏名、住所、税額、所得金額及び所得控除額（1名分）  
※個人番号は含まれておりません。

### 3 原因

- ・令和5年度課税業務時における事業者と従業員の関連付け点検作業が不十分

### 4 対応

- ・A事業者様及びA事業者従業員様に対して速やかに連絡をとり、状況の説明と謝罪を行うとともに、B事業者様へ伺って謝罪をし、誤って送付した通知書を回収しました。

### 5 再発防止対策

- ・今後、複数人による確認を徹底します。
- ・今回の事態を重く受け止め、あらためて個人情報の重要性を職員へ周知徹底いたします。